

Q 32

お肉の加工・販売は誰でもできるの？

A

お肉の加工・販売には
.....
都道府県知事の営業許可が必要です。

食肉の処理加工・販売事業者は、都道府県知事の営業許可を受け、保健所などの指導のもとで清潔かつ衛生的に食肉を取り扱っています。

例えば「食肉販売業」に向けては、食品衛生責任者の配置、冷蔵・冷凍保存温度や設備の規模、不可食部の保存や廃棄のために使用する容器の容量や構造などの基準が都道府県ごとに定められており、満たさない場合は営業許可が下りません。

